したことを評価して、欧州委員会は2002年３月に調査手続きを終結させている。この事件については下記のページを参照。
EU ホームページ
http://europa.eu.int/rapid/start/cgi/guesten.ksh?p_action.getfile=gf&doc=IP/02/461|0|AGED&lg=DE&type=PDF（last access 2002.11.22）

(27) BT Drucksache 14/9196.

(28) この改正により、競争制限禁止法第15条第１項は全面的に書き改められた。したがって、前述の全国書籍価格拘束保障法による改正は再改正されたことになる。

（参考文献）

・伊従寛『主要国の再販制度とその規制』国際商業研究所,1974.
・小西唯雄編『産業組織論と競争政策』晃洋書房,2000.
・高橋岩和「ドイツにおける書籍の再販売価格維持制度と競争政策」『神奈川大学法学研究所年報』15号 1996,pp.1-27.
・高橋岩和「書籍の再販売価格維持制度と競争政策」『公正取引』554号 1996.12,pp.41-47.
・長谷川古『再販売価格維持制度（改訂版）』商事法務研究会,1979.
・Everling, Ulrich. *Buchpreisbindung im deutschen Sprachraum und Europäisches Gemeinschaftsrecht.* Nomos, 1997.
・Franzen, Hans. Wallenfels, Dieter. Russ, Christian. *Preisbindungsgesetz.* C.H.Beck, 2002.
・Blanke, Hermann-Josef. Kitz, Volker. Grenzüberschreitende Buchpreisbindung und Europäisches Gemeinschaftsrecht. *Juristenzeitung*（*JZ*）, 2000. S. 118-126.
・Huppertz, Christiane. Die Buchpreisbindung nach nationalem und europäischem Wettbewerbsrecht. *Gewerblicher Rechtschutz und Urheberrecht*（*GRUR*）, 1998 S.988-999.

（わたなべ　ただし・海外立法情報課）

【短信：ロシア】

ロシア連邦における外国人の法的地位法

土岐　康子

2002年６月21日に下院で、７月10日に上院で可決された「ロシア連邦における外国人の法的地位法」（以下、「外国人の法的地位法」とする）は、７月25日大統領の署名を経て、公布され、その３ヵ月後の11月１日から施行された。同法は、ロシア連邦における外国人の入国、居住、労働などに関連して生ずる事柄を規定するものである。同法施行前に効力を持っていたのは、1981年７月24日に制定された「ソビエト社会主義共和国連邦における外国人の法的地位法」(注１)と、1991年４月26日にソ連邦閣僚会議決定で承認された「ソビエト社会主義共和国連邦における外国人滞在規則」であった。しかし、ソ連邦崩壊と市場経済の導入、ロシアへの労働力の流入という劇的な変化によって、既存の法律を改正したものでは対応しきれない状況が生じたため、これらの法律と規則の内容を併せ持つ法律として、「外国人の法的地位法」が制定

された。本稿では、「外国人の法的地位法」の特徴を紹介し、法律が制定された背景を述べる。(注2)

本法の概要

本法の構成は以下のとおりである。

第一章：総則（第１条～第15条）
第二章：ロシア連邦入国招待状作成の手続き（第16条～第19条）
第三章：ロシア連邦における外国人の登録（第20条～第25条）
第四章：ロシア連邦における一時的滞在外国人と一時的居住外国人のデータ（第26条～29条）
第五章：ロシア連邦における外国人の滞在と居住の管理（第30条～第32条）
第六章：本法違反の責任（第33条～第35条）
第七章：結びの条項（第36条～第38条）

次に本法の概要を述べる。

(1) 外国人の分類

本法では外国人を以下の３つのカテゴリーに分けている。

・ロシア連邦に一時的に滞在する外国人（以下、「一時的滞在外国人」とする）

ビザを根拠として、またはビザを必要としない手続きでロシア連邦に入国した、一時的居住許可証または居住許可証を持たない外国人をいう（第２条第１項)。ビザを必要とする入国者の滞在期間はビザの有効期限内である。ビザ無し入国者の滞在期間は90日であるが、労働契約や民事契約などを結んで入国する場合、滞在期間を最長１年まで延長できる（第５条)。

・ロシア連邦に一時的に居住する外国人（以下、「一時的居住外国人」とする）

一時的居住許可証を得た外国人をいう（第２条第１項)。一時的居住許可証は、連邦政府が定めた割当数内で交付される。割当数は、地方自治体が申請し、連邦政府が１年ごとに承認する。許可証の有効期限は３年間である(第６条)(注３)。一時的居住許可証の交付料金は400ルーブル（１ルーブル＝約４円）である。一時的居住外国人は、一時的居住許可を得た自治体以外での居住と労働は許可されない（第11条)。

・ロシア連邦に長期的に居住する外国人（以下、「長期的居住外国人」とする）

居住許可証（ロシア連邦に長期居住を認める証明書）を得た外国人をいう（第２条第１項)。この許可証は、一時的居住許可の期限内に、申請により交付される。条件は、一時的居住許可を得てロシア連邦に１年以上居住していることである。居住許可証の有効期限は５年であるが、申請によりさらに５年間の延長が可能である。延長回数の制限はない（第８条)。

なお、上記の一時的居住許可証と居住許可証は、交付が拒否されたり、取り消されたりする場合がある。(注4)

上記で注目されるのは、一時的居住外国人というカテゴリーであり、交付される一時的居住許可証に対する割当数があることである。割当数は、自治体の人口動態と外国人の滞在者数などを考慮してその自治体政府が、連邦政府に申請し、承認を得なければならない(第６条第２項)。

(2) 労働関係

雇用主が外国人を雇う場合は、外国人雇用の許可を得なければならない。また、外国人が就労するためには許可を得なければならない（第13条第２項、第３項)(注5)。一時的滞在外国人が労働許可証の交付を受けるためには、その雇用者が内務省機関内の特別口座に、当該外国人の帰国費用を納入しなければならない。帰国費用は、当該外国人が帰国した後は雇用者に返還さ

れる（第18条第５項、第７項）。外国人労働者使用許可証交付料金は、一人につき3,000ルーブル、外国人への労働許可証交付料金は1,000ルーブルである。また、本法は外国人の就労が認められない職業分野も規定している。(注６)

(3) 入国招待状

ロシア連邦への入国には、招待状が必要である。招待状は、外国人の受入先（雇用する企業、教育機関など。以下同じ）が内務省、外務省、その地方機関に申請し、交付される。外務省は連邦政府機関、在ロシア外国公館、国際機関、自治体政府からの申請があった場合のみ招待状を交付し、他のほとんどの場合は、内務省が交付する（第16条）。入国招待状交付料金は一通につき200ルーブル。国公立の教育機関での勉学を目的として入国する場合の招待状には料金は課せられない（第36条）。

労働目的でロシア連邦に入国する外国人に交付される招待状の割当数は、自治体政府の申請を受け、連邦政府が毎年承認する。(注７)自治体政府の申請は、労働市場の状況を考慮し、ロシア国民をまず労働力として優先するという原則に基づいてなされなければならない（第18条第１項）。

(4) 外国人の管理

外国人の管理のため、中央データバンクを設立する。そのデータ管理は、教育機関で教育を受ける外国人（教育省が行う）と外交特権をもつ者とその家族（外務省が行う）を除き、内務省が行う（第四章）。また、外国人の滞在・居住管理は、外交関係者、国際機関の職員などの外務省が管理するものを除き、内務省が行う（第五章）。

(5) 本法に違反した場合

本法に違反した外国人は、国外退去となる。国外退去に要する費用は、退去する外国人が負担する。ただし、本人が負担できない場合は、受入先が負担する。また、受入先が負担できない場合は、退去費用は連邦予算から拠出される（第31条、第34条）。

本法の背景と問題点

議会に提出された段階での法案説明文と成立した本法を掲載した『ロシア新聞』紙上の解説記事によると、本法はまず、CIS 諸国からロシアへ流入する不法滞在労働者の規制を意図しているという。ロシアで就労する外国人の中では、CIS 諸国出身者が突出していることがその理由であろう。国家統計局のデータでは、ロシアの労働市場に流入する外国人労働力は増加する一方で、2001年には企業や建設現場で働く外国人数は28万人を超えている。これは、前年よりも33％多い数字である。外国人労働者が集中しているのは、建設ラッシュの続くモスクワである。また、内務省移民局のデータによると、現在公式登録を行って就労している外国人数は約30万人であるが、実際に就労している外国人労働者数は300万人とも400万人とも指摘されている。

こうした闇に流れがちな外国人労働者問題に対処する第１歩ともいえるのが、2002年２月23日付で公布された大統領令「移民政策分野における国家管理の向上」である。その要点は、連邦内務省に連邦移民局を設け、移民政策の立案と執行権を委ねることであった。局長には内務次官が就任した。移民局の任務は、外国人労働力をロシア連邦内に確保することと並んで、不法移民の取り締まりと外国人に対する管理の強化である。今回施行された外国人の法的地位法は、この大統領令の延長線上にあるといえる。

大統領令で掲げられていた２つの問題――外国人労働力の確保と外国人の管理――を、外国

人の法的地位法では、どのように解決しようとしているのか。

外国人の管理については、移民カードの導入[注8]、中央データバンクの設立により、一部を除き内務省が一元的に管理することになるため、徹底することになろう。

では、外国人労働力の確保はどうか。就労は、在ロシア外国人の3カテゴリーすべてに開放されている。一時的居住外国人、長期的居住外国人はもちろん、一時的滞在外国人についても労働許可証を取得すれば、就労できる。ただし問題は、一時的居住許可証と労働目的で入国する外国人への招待状の割当数にある。これは、毎年連邦政府が決めることになっており、各自治体によって割当数が限られている。

外国人の法的地位法の施行にともなって、11月1日付で「ロシア連邦における外国人および無国籍者に対する一時的居住許可証の交付割当数」に関する政府決定が公布された。これは、2003年に外国人に交付される一時的居住許可証の割当数を、各自治体ごとに定めたものである。全体数43万9,080を、各管区ごとにみてみると、中央連邦管区―14万6,375、北西連邦管区―7万1,495、南連邦管区―9,100、沿ボルガ連邦管区―7万4,230、ウラル連邦管区―6万3,125、シベリア連邦管区―5万2,950、極東連邦管区―2万1,805となっている。

最も割当数の多いのは、首都モスクワ（中央連邦管区内）で、9万である。これは、ロシア全土で就労する外国人のうち3分の1がモスクワに集中していることが、その理由と考えられる。しかし、ロシア第二の都市で、2003年の建都300年祭に向けて大掛かりな修復工事、建設工事が行われているサンクト・ペテルブルク（北西連邦管区内）への割当数はわずか1,000にすぎない。同市で公式な手続きを経て就労している外国人は9,000人であるが、実数は6万人とも言われている。また、外国人労働者（多くは中国人）の多い極東地域の沿海地方―300、ハバロフスク地方―100、アムール州―100という割当数もまた、少ない数字である。チェルネンコ連邦移民局長によると、割当数は、最近3～4年間に公式に登録した外国人労働者数をもとに定めたとのことである。

しかし、前述のように、現実には公式に登録した外国人数と実際に就労している外国人数とは開きがある。一時的居住許可証割当数に、労働目的入国招待状の割当数を加えても、100万人に満たない。このような少ない割当数では、不法就労外国人は不法就労外国人のまま状況は変わらないのではないかという指摘もある。

外国人を労働力として確保しつつ、その管理を強化するというロシアの試みは今、始まったばかりである。

（注）

(1) 本法施行前に効力を持っていたのは、1995年5月19日改正法No.82-FZ,1996年8月15日改正法No.114-FZ

(2) なお、本法では連邦法によって特別に定められた場合を除き、「外国人」という概念の中に「無国籍者」を含むこととしている（第2条第2項）

(3) ただし、割当数とは関係なく以下の外国人には一時的居住許可証が交付される（第6条第3項）。

1) ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国で生まれ、過去にソ連邦の国籍を持っていたことのある者。または、ロシア連邦で生まれた者

2) ロシア連邦国籍を持つ行為能力のある息子または娘を持つが、本人は労働不能者と認定された者

3) ロシア連邦国籍を持つ労働不能な親を持つ者

4) ロシア国民と結婚し、ロシア連邦に住居を持つ者

5) ロシア政府が規定した額の投資をロシア連邦に行っている者

6) ロシア連邦法で規定されたその他の場合

(4)　第7条では一時的居住許可証交付の拒否または取消しが、第9条では居住許可証交付の拒否または取消しが規定されているが、その内容は同じであり、以下に該当する外国人の場合である。

1)　ロシア連邦を暴力的に体制変更することに支持を表明する者またはロシア国民の安全に脅威を与える者

2)　テロ行為の実行、テロ行為への財政的・計画的支持者

3)　一時的居住許可交付申請を行う日からさかのぼって5年間に、国外退去命令を受けたことがある者

4)　文書偽造者

5)　重罪を犯して有罪の宣告を受け刑罰を受けている者

6)　重罪を犯した前科が抹消されていない者

7)　1年間に2回以上、外国人関連法に違反した者

8)　労働不能者と認定された場合を除き、国家の補助に頼ることなく、最低生活費内で自分と家族を養うだけの財政的証明書を提示できない者

9)　連邦に入国してから3年を経過しても住居を持たない者

10)　長期滞在のため国外へ出国する者

11)　ロシア連邦外で6ヶ月以上滞在する者

12)　ロシア連邦国民との結婚が裁判によって効力をもたないと判定された者

13)　麻薬中毒者、HIV感染者でないことを示す証明書を持っていない者および周囲に影響を及ぼす感染症患者

(5)　ただし、以下の外国人にはこの規定が適用されない（第13条第4項）。

1)長期的居住外国人　2)一時的居住外国人　3)外国公館職員、国際機関職員、その私的雇用者　4)国際法人職員　5)ジャーナリスト　6)職業教育を受けている学生で、休暇の場合のみ　7)職業教育を受けている学生が在学機関で働く場合　8)客員教師

(6)　国家・公共機関、国旗を掲げた船の乗務員、民間航空の機長、連邦国家の安全保障に関わる機関、軍など（第14条、第15条）。

(7)　2003年の割当数は53万と決定された。ただし、自治体ごとの配分数には触れていない。

ロシア政府決定No782「労働目的でロシア連邦に入国する外国人への招待状交付の割当数承認について」

(8)　このカードは2片に分かれるようになっており、ロシアに入国する外国人が、入国の際に国境警備員にその片側を渡し、他の片側は出国の際に国境警備員に渡す。カードには氏名、年齢、住所、パスポート番号の他、入国の目的などを記載しなければならない。ロシア連邦政府令No1549-p「移民カード導入令」

（参考文献）

(1)　Федеральный закон «О правовом положении иностранных граждан в Российской Федерации» №115-ФЗ「ロシア連邦における外国人の法的地位法」*Российская газета,*（『ロシア新聞』）2002.7.31

(2)　Постановление Правительства Российской Федерации от 1 ноября 2002г. №794 «Положение о выдаче иностранным гражданам и лицам без гражданства вида на жительство»
政府決定「外国人と無国籍者に交付する居住許可証について」
Российская газета,（『ロシア新聞』）2002.11.13

(3)　Постановление Правительства Российской Федерации от 1 ноября 2002г. №789 «Положение о выдаче иностранным гражданам и лицам без гражданства разрешения на временное проживание»
政府決定「外国人と無国籍者に交付する一時的居住許可証について」
Российская газета,（『ロシア新聞』）2002.11.13

(4)　Постановление Правительства Российской Федерации от 30 октября 2002г. №782 «Об утверждении квоты на выдачу иностранным гражданам приглашений на въезд в Российскую Федерацию в целях осуществления трудовой деятельности»

政府決定「労働目的でロシア連邦に入国する外国人への招待状交付の割当数承認について」
Бюро правовой информации 法律情報局ニュース
〈http://www.bpi.ru/doc.asp?ob_no =14868&print = 1〉

(5) Постановление Правительства Российской Федерации от 1 ноября 2002г. №790 «О квотах на выдачу иностранным гражданам и лицам без гражданства разрешений на временное проживание в Российской Федерации»
政府決定「外国人と無国籍者へロシア連邦における一時的居住許可証交付の割当数について」
Российская газета,(『ロシア新聞』) 2002.11.13

(6) Расположение Правительства Российской Федерации от 9 ноября 2002г. №1549-р «Приказ о введении в действие миграционных карт»
政府令「移民カード導入令」
Российская газета,(『ロシア新聞』) 2002.11.13

(7) Указ Президента Российской Федерации №232 «О совершенствовании государственного управления в области миграционной политики»
大統領令「移民政策分野における国家管理の向上」
Российская газета,(『ロシア新聞』) 2002.2.28

(8) Пояснительная записка к проекту Федерального закона «О правовом положении иностранных граждан в Российской Федерации»
「ロシア連邦における外国人の法的地位法案」の説明文
〈http://www.bpi.ru/doc.asp?ob_no =14882&print = 1〉

(9) その他「ロシア連邦における外国人の法的地位法」関連記事は、「法律情報局ニュース」〈Бюро правовой информации〉を参照〈http://www.bpi.ru〉

（とき　やすこ・海外立法情報課）

【短信：韓国】

経済自由区域法

小川　昌代

制定の経緯

2002年11月14日、経済自由区域の指定及び運営に関する法律(以下、「経済自由区域法」という。)が、国会本会議で可決された。韓国は外資誘致を経済政策の柱と考えており、すでに外国人投資地域や自由貿易地域などで税制上の減免措置を実施している。今回構想された経済自由区域では、より広範囲な優遇措置がとられ、税制以外に、労働、環境、医療、教育等の分野でも法規制が緩和される見通しとなった。

同法は、4月4日に大統領主催の国民経済諮問会議が開かれた際に発表された「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現のための基本青写真」を踏まえ、財政経済省、教育人的資源省など21の官庁が7月24日付でとりまとめた「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現案」が土台となっている。

実現案の発表後、財政経済省は、経済特別区域の指定及び運営に関する法律案を8月19日に立法予告(注1)し、10月16日の国務会議を経て、通常国会に提出した。

国会財政経済委員会は審議の過程で、経済自由区域が首都圏を中心とする一部の地域のみに限定されることを懸念し、概ね次のように法律案を修正した。

1. 題名中の「経済特別区域」を「経済自由